

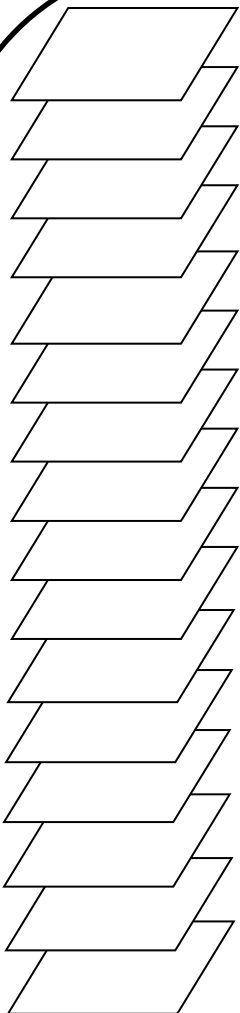
# 荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（通称：住環境条例） における建築計画書への添付書類について

## 1 建築計画書の添付書類一覧

建築計画書 3 部（正 1 部/副 2 部）は A4 ファイル綴込みの上、提出してください。

建築計画書を届出する前に、以下の内容について協議の上、各種届出等を行ってください。

- (1) 住環境条例に基づく子育て支援施設等の設置に関する事前協議（50 戸以上）
- (2) 大規模マンションの建築計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議に関する条例 <都市計画課>  
※通称：荒川ルール条例（延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上かつ高さが 10m を超える共同住宅等）
- (3) 景観条例 <都市計画課>
- (4) 自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 <土木管理課>
- (5) 廃棄物の処理及び再利用に関する条例 <清掃リサイクル推進課>
- (6) みどりの保護育成条例 <土木管理課>
- (7) 生活安全条例 <警察署>（3 階建て以上又は 15 戸以上の共同住宅等）



- 建築計画書 [別記第 5 号様式]
  - 案内図（計画区域を明示）
  - 公図の写し（計画区域を明示）
  - 敷地求積図
  - 現況図
  - 配置図
  - 土地利用計画図（配置図兼用でも可）
  - 各階平面図
  - 建物断面図
  - 建物立面図
  - 日影図（高さ 10m を超えるもの、近隣周知用は別途 GL±0 で作成）
  - 電波障害予測図（5 階建て以上又は高さ 15m 以上）
  - 近隣関係住民周知結果報告書 [別記第 4 号様式]
    - ・住宅地図等に周知範囲（高さの 2 倍の範囲）を明記したもの
    - ・近隣周知箇所の一覧
    - ・近隣周知に使用した資料 など
  - 協議結果報告書 [別記第 7 号様式]
    - ・防火水槽の設置に関する消防署との協議結果（30 戸以上）
    - ・町会等加入に関する既存町会との協議結果
    - ・「荒川区災害時地域貢献建築物認定制度」に関する協議結果
    - ・周辺の店舗及び工場との協議結果
    - ・土壤汚染調査に関する協議結果 など
- ※関連条例との協議が完了している場合は、各通知書の写しを添付  
完了していない場合は、その届出等をしたことがわかるもの
- 景観形成チェックシート [別記第 8 号様式]（立面図にもマンセル値を明記）  
※景観条例及び地区計画の届出等の対象物件については添付不要

その他区長が必要と認める書類

- 防災への配慮事項がわかるもの（防災対策チェックシート）
- 地球環境への配慮事項がわかるもの（建築物環境配慮チェックシート）
- 駐車施設が隣地の場合は「念書」の提出

建築計画書	建築計画に住宅計画の内容が記載しきれない場合は、同様の内容を記載した別紙を添付
案内図	計画区域の周辺状況がわかるもの（住宅地図等に明示）
敷地求積図	敷地内に用途地域界がある場合は、用途地域毎に算定 道路等の整備（2項道路後退等）がある場合は、その寸法を明記
現況図	計画区域の現在の土地利用、接する道路の現況幅員を明記
配置図	運送事業者等の停留空地の寸法を明記、 隣地境界線と外壁面（又は柱）との有効寸法を明記
土地利用計画図	駐車施設、運送事業者等の停留空地、防火水槽、雨水いっ水対策、 困障対策（生け垣又はフェンス）、駐輪施設、廃棄物保管場所、緑地等を明記
各階平面図	各住戸タイプとも平面プランを明記の上、専用床面積(MB・バルコニーを除く)が読み とれるように算定式等を明記 管理人室、集会室、緊急時連絡先の表示、防災備蓄倉庫等の位置や大きさ等が わかるように明記
建物断面図	運送事業者等の停留空地が建築物の一部にかかる場合には、その部分の有効 高さがわかるように明記
建物立面図	建築基準法の高さ及び最高の高さ（建物で一番高い部分）を明記 景観形成チェックシートに記載したマシ値が、どの部分にあたるのかわかるように明記
日影図	高さが10mを超える場合は、日影規制の対象区域外でも作成して添付 ※近隣周知用資料の場合は、測定水平面 GL±0 で作成
電波障害予測図	地上デジタル及び衛星放送等の障害予測範囲図を添付